

「主体的・対話的で深い学び」による「総合的な学習の時間」のあり方

Cultivating Citizenship through Integrated Studies

林 大介

要 旨

アクティブ・ラーニングの視点やカリキュラム・マネジメントの実現を目指す中教審の答申により、学習指導要領は大きく変わった。予測できない変化に主体的に向き合い、自分の力で人生を切り拓くことが求められる中、「主体的・対話的で深い学び」を通じた「総合的な学習の時間」は、問題解決力・情報活用力・コミュニケーション力といった「生きる力」を育てていることが明らかとなっている。

今、求められている未来の学びの姿や、18歳成人時代における主権者意識の醸成に向けて、学校現場で取り組めることは多々ある。教科等の連携・横断による「総合的な学習の時間」は、生徒自身が社会を構成する一員と実感することにより、社会参画につながる。

キーワード：総合的な学習の時間、主権者意識、アクティブ・ラーニング

はじめに

「社会に開かれた教育課程」のスローガンの下、教育課程の基準の改善について議論を行ってきた中央教育審議会は、第109回総会（2016年12月21日開催）で、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」の答申を示した。¹ この答申により、2020年から学習指導要領が大きく変わる事となる。

答申では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、「アクティブ・ラーニング」²の視点による授業改善を打ち出している。また、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」³の実現を目指すことなどが求められた。

本稿では、2020年学習指導要領改訂を踏まえ、これからの「総合的な学習の時間」のあるべき姿に向け、今

回の改訂が目指すものについて考察する。

1. 総合的な学習の時間の意義

1.1 総合的な学習の時間のねらい

「総合的な学習の時間」は、平成10年（1998年）の学習指導要領改訂（H14 / 2002年施行）において、小学校、中学校、高等学校、養護学校（当時）等に創設された、比較的新しい科目である。

創設された際の「総合的な学習の時間のねらい」は、次の2項目であった。

1. 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
2. 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。

※高校は下線部が「自己の在り方生き方」

そして、平成15年（2003年）の学習指導要領一部改正を踏まえて、上記の「ねらい」に、以下の1項目が3として追加となった。

3. 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や

技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。

つまり、①各教科等の学習を総合的な学習の時間に活かし、②総合的な学習の時間の学びを各教科等に活かす、というように、〈各教科等〉と〈総合的な学習の時間〉は、互いに補完しあい、影響しあうことにより、相乗効果を発揮させていく、という意味がある。

そして、「主体的・対話的で深い学び」を行うためにも、前述したアクティブ・ラーニングの視点による授業改善をはかるとともに、各教科等における教育目標などを意識した「カリキュラム・マネジメント」の充実が重要となる。

1.2 総合的な学習の時間に対する評価

そうした中、OECD学習到達度調査（PISA2003）^{4,5}において、「読解力」の点数が498点となり、40か国中14位（『数学リテラシー』では534点の6位、『科学リテラシー』では548点の1位）と平均点も順位も下げ、1位グループとも有意差があることが明らかとなった。日本の順位が2000年の同調査に比べ順位が下がっていたため、総合的な学習の時間が創設された2002年の学習指導要領改訂で行われたゆとり教育が失敗であったという判断がなされ、平成20年（2008年）学習指導要領改訂時には、国語、算数・数学、理科などの教科の充実化のために、総合的な学習の時間の時間数が削減された。

ちなみに、PISA2003における「1. 数学的リテラシーの結果」での「生徒の背景と数学的リテラシー得点との関係」においては、〈数学を勉強する際、わが国では、「できるだけ暗記しようとする」生徒の割合は極めて少ないが、「学んだ数学を日常生活にどう応用できるかを考えたり、「数学と他の科目で習った事柄を関連付けよう」としたり、「ここで学ぶのは何なのかをはっきりさせることから始める」生徒の割合も少なかった。〉という分析がでている。⁶

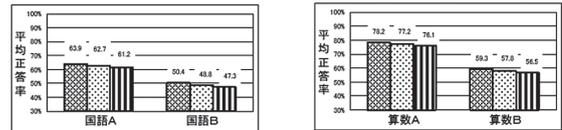
1.3 総合的な学習の時間の効果

前述したように、「PISAショック」と称されたPISA2003では、読解力の低下が強く指摘されたが、その一方で、平成25年度（2013年度）「全国学力・学習状況調査」によると、小学6年生および中学3年生ともに、①総合的な学習の時間の趣旨に即した活動に取り組んでいる児童・生徒ほど平均正解率が高い、②総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいる児童・生徒ほど学習意欲が高い、という結果になっている。⁷（下記グラフ1-1-1、2-1-3参照）

〔グラフ1-1-1〕教科の平均正答率と関係が見られた指導方法（平成25年度新規）

左から順に「①よく行った（よくしている）」「②どちらかといえば、行った（どちらかといえば、している）」「③あまり行っていない（あまりしていない）」「④全く行っていない（全くしていない）」と回答した学校の平均正答率

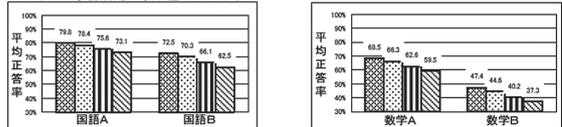
*第6学年の児童に対して、前年度までに、総合的な学習の時間において、課題の設定からまとめ・表現に至る探究の過程を意識した指導をしましたか



〔グラフ2-1-3〕教科の平均正答率と関係が見られた指導方法（共通）（平成25年度新規）

左から順に「①当てはまる」「②どちらかといえば、当てはまる」「③どちらかといえば、当てはまらない」「④当てはまらない」と回答した生徒の平均正答率

*「総合的な学習の時間」では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか



また、日本生活科・総合的学習教育学会が行った総合的な学習の時間で育まれる総合的な学力調査による、総合的な学習の時間に熱心に取り組んでいる学校の児童・生徒ほど、「問題解決力」「情報活用力」「コミュニケーション力」といった、いわゆる「生きる力」が育っていることが明らかとなっている。^{8,9}

1.4 高校における「総合的な“探究”の時間」の意義とねらい

2018年の学習指導要領の改訂により、高等学校の「総

総合的な学習の時間」は、2022年度から「総合的な探究の時間」に変更される。

改訂の基本的な考え方として、文部科学省『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説』¹⁰には、以下のよう書かれている。

「高等学校においては、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせる統合させ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成するようにした。」

2018年の文部科学省告示では、探究により特化した内容にすることが打ち出された。

改訂の基本方針は以下のとおりである。

- (1) 生徒が未来社会を切り開くための資質や能力を確実に育成する
- (2) 知識や技能の習得と思考力、判断力、表現力などの育成をバランスよく進めるとした学習指導要領の枠組みを踏まえ、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成する
- (3) 道徳教育の充実や体験活動の重視などから、豊かな心や健やかな身体を育成する

1.5 生徒自身が主体的に課題を設定する「総合的な探究の時間」

高等学校における「総合的な探究の時間」の目的は、生徒が主体的に課題を設定し、情報の収集や整理、分析を進める能力を高めることにある。

「総合的な探究の時間」では、学習対象や学習領域が特定の教科・科目等にとどまらずに、横断的かつ総合的でなければならないのはこれまで同様であり、総合的な学習の時間の延長線上にあることは事実だが、主体的な探究という特徴が加えられている。

総合的な学習の時間は課題を解決することで知識や技能を習得し、自己の生き方を学んでいくものである。それに対し、総合的な探究の時間は、自己のあり方や生き方と不可分な課題を見つけ、解決するとしている。つまり、キャリア形成などの将来の目標を意識しながら課題を探ることになり、生徒自身には、これまで以上に自律性が要求される。そのため、授業内容においてもその点を重視したものに変わる必要がある。

2. 学習指導要領改訂が目指すもの

2.1 学校教育を通じて育てたい姿と「生きる力」の理念の具体化

様々な未来予測から明らかなように、情報化やグローバル化が進み、人工知能（AI）が飛躍的に進化している社会において、子どもたちが将来就くであろう職業や、どのような人生を歩むのかは、予測不能であると言われている。¹¹そして2015年に野村総合研究所が発表したデータでは、日本人の労働人口の約半分49%は、技術的にAIやロボットが代替できる仕事をしているという結果が出ている。¹²

このように、変化が激しく、日々の暮らしにAIが普及する社会においては、いわゆる「知識偏重・詰め込み」型の教育を行ったとしても、期待される人材を育成することはできないのは言うまでもない。そこで2020年の指導要領では、予測できない変化に主体的に向き合い、自分の力で人生を切り拓いていけることを重視している。

そもそも、子どもたちにどのような力を育むのかを議論するにあたり、教育基本法第1条では、教育の目的における個人一人一人の「人格の完成」と、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を備えた心身ともに健康な国民の育成に向けて、子どもたちの資質・能力を育むことが求められる、としている。また教育基本法第2条では、教育の目的を実現するため、知・徳・体の調和のとれた発達を基本としつつ、個人の自立、他者や社会との関係、自然や環境との関係、我が国の伝統や文化を基盤として国際社会を生きる日本人という観点

から、具体的な教育目標を定めている。

そのうえで、今回の答申では、学校教育を通じて子どもたちに育てたい姿として、次の3つが示された。

- ・社会的・職業的に自立した人間として、我が国や郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができること。
- ・対話や議論を通じて、自分の考えを根拠とともに伝えるときも、他者の考えを理解し、自分の考えを広げ深めたり、集団としての考えを発展させたり、他者への思いやりを持って多様な人々と協働したりしていくことができること。
- ・変化の激しい社会の中でも、感性を豊かに働かせながら、よりよい人生や社会の在り方を考え、試行錯誤しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創造していくとともに、新たな問題の発見・解決につなげていくことができること。

これら3点は、当然、学校教育の全教育課程を通じて身につけていくことを目指すことになるが、まさに各教科等をつなぎ、深い学びを生み出す総合的な学習（探究）の時間の役割が一層重要となることは言うまでもない。

2.2 教科等を学ぶ意義の明確化および教科等横断的な教育課程の検討・改善

答申では、教科等を学ぶ意義の明確化と、教科等横断的な教育課程の検討・改善に向けた課題について、次のように触れられている。

「この教科を学ぶことで何が身に付くのか」という、各教科等を学ぶ本質的な意義を明らかにしていくことに加えて、学びを教科等の縦割りにとどめるのではなく、教科等を越えた視点で教育課程を見渡して相互の連携を図り、教育課程全体としての効果が発揮できているかどうか、教科等間の関係性を深めることでより効果を発揮できる場面はどこか、といった検討・改善を各学校が行

うこと」

答申にこのように書かれているように、特定の教科等だけではなく、すべての教科等のつながりを意識して教育活動に取り組むことが、より一層、求められている。

まさにこのことは、総合的な学習の時間の意義でもある。前述したように、平成15年（2003年）の学習指導要領一部改正において「総合的な学習の時間のねらい」に追加された「3 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること」にのみじくも表れている。

各教科等において何を教えるかという内容は重要ではあるが、これまで以上に、その内容を学ぶことを通じて「何ができるようになるか」を意識した指導が求められる。だからこそ、「学ぶこと」と「自分の人生や社会」とのつながりを実感し、「自らの能力」を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていけるように学校教育を改善すべきなのである。

例えば、数学を例にとると、「1.2 総合的な学習の時間」で触れたように、PISA2003における「1. 数学的リテラシーの結果」での「生徒の背景と数学的リテラシー得点との関係」において、〈数学を勉強する際、わが国では、(中略)「学んだ数学を日常生活にどう応用できるかを考え」たり、「数学と他の科目で習った事柄を関連付けよう」としたり、「ここで学ぶのは何なのかをはっきりさせることから始める」生徒の割合も少なかった。〉とある。これはつまり、教科としての学びばかりが重視され、数学で学んだ内容が社会・世の中とのようにつながっているのかを意識させる授業になっていない、ということであると言える。

これからの数学の授業においては、単なる計算技法の習得ではなく、「情報やデータの読み取り方」「グラフの活用法」といった実社会での数学の活用をより意識して教えていくことが不可欠なのである。

そのためにも、教科等を結び付けることが求められて

いる「総合的な学習の時間」の活用は、より重要となる
と言える。

その際、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指
す以上は、当然のことながら、思考力・判断力・表現力
等の育成を行う言語活動の充実も大切な要素となる。依
然として、教室において、教師の顔色を伺ったり、友
だち同士の反応を伺い、周りを忖度するなどして、「正
しい意見・正しい回答の強要」や「間違えることに対す
る恐れ」も指摘されている。そのためにも、子どもたち
が、安心して自分の考えを発することができ環境は不
可欠となる。教科等横断的な言語活動を通じて、どのよ
うな力を育み伸ばすのか、より明確にして実践していく
ことの必要性が浮かび上がっていると見えよう。

2.3 「社会に開かれた教育課程」の実現

複雑で予測困難な社会に向かっていることを見据え、
子どもたちが一人の市民として充実した生活を歩み、将
来への創造を目指していくことが求められている。その
ため、学校においては、学校内に閉じこめるのではなく、
社会や世界と接点を持ちながら、国内外問わず多様な
人々とつながりを保ちながら学んでいく環境、つまり、
「社会に開かれた教育課程」が不可欠となる。

「社会に開かれた教育課程」におけるキーワードは、
次の3点である。

- ①社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学
校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持
ち、教育課程を介してその目標を社会と共有してい
くこと。
- ②これからの社会を創り出していく子供たちが、社会
や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓
ひらいていくために求められる資質・能力とは何か
を、教育課程において明確化し育てていくこと。
- ③教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源
を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教
育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じ
ずに、その目指すところを社会と共有・連携しなが

ら実現させること。

今回の改訂においては、「生きる力」の育成をより充
実させるために社会とのつながりを意識し、「何を理解
しているか／何ができるのか」だけではなく、教育基本
法第5条第2項に規定されている「社会において自立的
に生きる基礎を培う」という目標を踏まえ、「理解して
いること・できることをどのように実践につなげていく
か」を意識した指導、そして、現実社会への参画が求め
られている。

3. これからの教育の姿

3.1 未来の学びの姿

2018年6月に文部科学省、経済産業省は、「未来の学
び」における最新の報告・提言を公表した。

文部科学省『政策ビジョンSociety5.0に向けた人
材育成～社会が変わる、学びが変わる～』¹³によると、
Society5.0¹⁴に向かう社会において、これからの「学校
は、一斉一律の授業スタイルの限界から抜け出し、読解
力等の基盤的学力を確実に習得させつつ、個人の進歩や
能力、関心に応じた学びの場となることが可能となる。
また、同一学年での学習に加えて、学習履歴や学習到達
度、学習課題に応じた異年齢・異学年集団での協働学習
も広げていくことができるだろう」としている。

そして、「社会の構造が劇的に変化し、必要とされる
知識も急激に変化し続けることが予想される中、義務教
育に求められるのは、常に流行の最先端の知識を追いか
けるのではなく、むしろ、学びの基盤を固めることで
あると考えられる」のが小・中学校時代としたうえで、「経
済格差や情報格差等が拡大し弱者を生むことがないよう、
子供一人一人の個別のニーズに丁寧に対応し、すべて
の子供が Society 5.0 時代に求められる基礎的な力を確
実に習得できるようにすることが引き続き重要となる。」
と指摘している。¹⁵

また、経済産業省『「未来の教室」とEdTech研究会
第1次提言』¹⁶では、教育とテクノロジーを融合させた
EdTech¹⁷を通じ、学校だけではなくあらゆる教育サー

ビスが連携する新たな社会システムの実現を目指すとし、EdTechを通じて子どもの学習履歴や成績情報などのデータを取得・活用していくこととなれば、教育内容が最適化され、「学びの生産性」を高めることとなる。その結果、子どもたちは自分に最適化した学びができるようになり、画一的かつ一方的な学習環境から解放され、自らの興味を探究できるようになる、としている。

文部科学省と経済産業省の報告・提言からは、まさに、今、教育現場で求められている「個々の資質・関心・能力に応じた学びの場」「多様な他者の関わり」「主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）」、そして、総合的な学習の時間で求められている「教科横断的な取り組み」が網羅されている。

3.2 主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）～ドイツの事例から

2017年9月、「政治教育・主権者教育・民主主義教育」が充実していると言われるドイツを視察した。視察時期が連邦議会選挙期間と重なったこともあり、小学校や中学校、高校で行われている模擬選挙や候補者を招いての討論会を視察し、政治的中立性についても伺った。

日本では、「若年層の低投票率に対する取り組み」として「選挙教育」が、あたかも「政治教育・主権者教育・民主主義教育」のようにとらえられがちであるが、ドイツにおける「政治教育・主権者教育・民主主義教育」は、模擬選挙などの選挙に関する取り組みだけではなく、もっと幅広く扱っている。

そうした中、「選挙」以外での「民主主義教育」の取り組みとして案内されたのが、保育園（ベルリン市）であった。

訪問した保育園は、高層マンションの1階にある。この保育園には園庭がないが、マンション前に広がる芝生広場、遊具、池などがある広大な公園を園庭代わりにしている。公園を管理しているのはベルリン市だが、できてから10数年が経過した公園は荒れ始めたため公園の改修を行うことにした。そして、公園を改修するにあた

り、日ごろ公園を利用している保育園児の声を反映させるために、ヒアリングを行うこととなった。今回同席させていただいたのは、この保育園児対象のヒアリングの場である。

ヒアリングとはいっても、室内で座って聴き取りを行う、というものではない。4歳男女児6人に、握りこぶし大の緑の球・赤い球がついた長い棒を一人ひとりに持たせ、公園を1時間強、散歩して回った。散歩する先々で、園児が「心地よいなあ」と感じる場所に緑の棒、「変えたほうが良いなあ」と感じる場所に赤の棒を地面に挿す。そして、どうしてその色の棒を挿したのか、その理由をベルリン市の職員が園児にヒアリングする、というものである。

当然、4歳の園児はそれぞれ「このベンチに座って友だちとおしゃべりするのが楽しい（緑）」「昔は水遊びができたみたいだけど犬が入るから遊べなくなった（赤）」「砂場の砂がサラサラしていて気持ちいい（緑）」「階段のわきに、滑り台があるといいなあ（赤）」など勝手気ままに話すので、それを記録にとり、持ちかえってから分析するのである。

ヒアリングをしていた職員は、「私たちおとなは、子どもは〇〇と思っているに違いないと決め付けがちだが、本当にそうなのかは、子ども本人に聴かないと分からない」「こうやって当事者の声を聴くことは、民主主義にとって当たり前」「子どもの声を聴くことは、子どもの権利を保障すること」と話していた。

また、ハンブルグでは、2018年9月、小学生150人による「スマホばかり見ないで僕と遊んでよデモ」が行われた。¹⁸ドイツでは、小学校で、デモのやり方を教えている。民主主義の基本は他者との自由な議論であるが、その土壌を小学校から作っている。小学校で「抗議から社会運動までの手順」を学ぶ機会を保障し、実際に小学生がデモを行い、民主主義を実践しているのである。

ドイツは日本同様に、第2次世界大戦の敗戦国であるが、反ナチ、反共教育を重視し、1952年に連邦政治教育センター設立した。そして1976年、ドイツの教育関

係者によって、意見の多様性を前提とし、政治的中立性は〈対立する意見をフェアに扱うこと〉を要求するとした「ボイテルスバッハ・コンセンサス」を制定した。子ども時代から、主権者としての意識を高め、民主主義を体感していく機会を徹底しているのがドイツである。

3.3 主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）～日本の事例から

では、日本ではどのような取り組みがあるのか。

例えば日本の学校では、総合的な学習の時間などを活用して、「防犯マップ・防災マップ」を作る取り組みがある。学区を複数に分割して、4～5人のグループで割り当てられた場所を周り、「安全な場所・危険な場所」などを記録・撮影し模造紙にまとめる。そして、まとめ終わったものをクラスや学年集会で「バス通り沿いで車がスピードを出しているから歩道をきちんと歩こう！」「ここは街灯が無くて暗いから気をつけよう！」など発表しあう。

子どもが気をつけるのは大事なことであるが、こうした発表会の場に、自治会・町内会や役所の職員、地元議員といった地域のおとなが参加していたらどうだろうか。おとなでは気づかないことを子どもは感じていることに気づかされるのではないだろうか。場合によっては、次の議会で街灯設置のための予算化がされる可能性が出てくるかもしれない。あるいは、登下校時の見回り箇所になったり、スクールゾーン指定されるかもしれない。何より、当事者である子どもが、自分の思いを伝えることによって地域が安全安心になることを実感し、その地域で生活する一人としての意識を抱くようになる。

また、単に模造紙にまとめて発表するだけでなく、交通量の調査をしてグラフにまとめる（算数）、通学路の看板や標識、啓発ポスターなどが小学生にとって分かりやすいか議論する（国語、図画工作）、見通しがしやすい樹木は何かを考える（理科）、といったように、各教科を関連付けて考えることも可能である。

あるいは、京都府亀岡市では毎年、市内の中学生の代

表が集まる「中学生議会」が開催しているが、2018年10月の「中学生議会」では、「学校のトイレの改善」が議題に出された。これは、男子用トイレが廊下から丸見えで「セクハラトイレ」のため見えないようにして欲しい、という提案であるが、この提案を受けてトイレが改修されることとなった。¹⁹ また、福岡県川崎町では、町内4つの小学校の5～6年生代表4人ずつが参加する「子ども議会」において、「遠足に行く場所がない」「遊べる公園がない」といった要望が毎年出されていたことを踏まえて、公園整備のために約4500万円の予算がついた。²⁰

長野県松本市の県立松本工業高校では、主権者教育や総合的な学習の時間をふまえて、通学時の自転車専用道路の使い方や、電車の時刻の改善などを求める請願を高校1年生が作成し、議会に提出し、議会で採択された。^{21,22}

主体的・対話的で深い学びは、どうしても手間はかかるが、こうした機会の積み重ねによって、当事者性が育まれ、主権者意識が醸成されていく。多くの時間を過ごす学校生活の中で、総合的な学習の時間や、さらには生徒会活動や学校行事といった特別活動等を活用し、よりいっそう主権者意識を醸成していく機会を設けることが不可欠である。

4. 18歳成人時代を見据えた主権者意識の育成へ

4.1 小学校、中学校、高校の接続による主権者としての態度の育成

教育基本法及び学校教育法では、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」と規定している。

2015年の公職選挙法の改正によって18歳選挙権が始まり、2022年度から18歳成人となることを踏まえ、選挙権の行使のみならず主権者として当事者意識を持ち、主体的に社会・政治に参加することについての自覚を深めることが求められる。

児童・生徒は有権者ではないが、社会の中で生活して

いる主権者であり、一人の市民である。そのため、主権者・市民として求められる力の育成に、学校教育において十分に意識して取り組まれるべきである。

だからこそ、小学校・中学校の社会科や高等学校の公民科において政治や選挙の仕組みを学ぶだけではなく、総合的な学習（探究）の時間を通して、教科等を横断的につないでいくことが求められる。それぞれの学校段階での主権者教育を通じて、国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力を、家庭や地域社会との連携のなかで育むことが必要となる。²³ その際、身近な地域社会から、グローバルな視点までの様々な課題について興味を持ち、その課題解決に向けて試行錯誤を行うことは、より一層、取り組むべき課題であるとともに、総合的な学習（探究）の時間が扱うテーマは、主権者を意識せるものでなければならない。

そもそも今回の中央教育審議会答申では、主権者として必要な資質・能力を以下のようにまとめている。

国家・社会の基本原理となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、共同的に追求し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

こうした力を育むためには、前述してきたように発達段階に応じた取り組みと、学校種の接続が必要となるため、「小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる」としている。

当然、学校教育においては、特定の主義主張のみを取り上げるのではなく、多様な考えや意見を示すことが重要となる。教員は自分の考えを押し付けることは一切せず、安心して議論できる環境を整備し、“賢い有権者”“考

える市民”を育てることが求められている。²⁴

4.2 子どもは権利主体であり、まちのあり方に意見表明し、決定に影響を及ぼせる

とかく教育現場では「子ども（児童・生徒）は教師の指示に従えば良い」と捉えられがちであるが、教育現場の主人公は紛れもなく子どもであり、子ども自身が主体的に学ぶ場に参加することがなければ、主権者意識が育つわけがない。そのことを、特に日々子どもと接する教育現場にいる私たちおとなは、自覚し続ける責任を負っている。

このことは、1989年に国連で満場一致で採択し、日本も1994年に158番目に批准した子どもの権利条約（以下、条約）²⁵においても明確に書かれている。条約は、「18歳未満を子ども」とし、「子どもの意見の尊重」「表現の自由」「結社・集会の自由」等を定め、条約が保障する子どもの権利を実現する「子どもにやさしいまちづくり」においては、18歳未満の子どもも権利主体として積極的に関わることができる機会を創り出すこと、意思決定過程において子どもの意見を反映させることを重要視している。

しかし、日本における子どもの意見表明・参加に対し、国連・子どもの権利委員会は、2019年1月、次のような強い勧告を出している。²⁶

「委員会は、締約国に対し（略）、意見を形成することのできるいかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障し、かつ、子どもの意見が正当に重視されることを確保するよう、促す。委員会はさらに、締約国が、意見を聴かれる権利を子どもが行行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校、代替的養護および保健医療の現場、子どもに関わる司法手続および行政手続ならびに地域コミュニティにおいて、かつ環境問題を含むあらゆる関連の問題に関して、すべての子どもが意味のある形でかつエンパワーされながら参加することを積極的に促進するよう、

勧告するものである。」(2019年1月「国連・子どもの権利委員会」における第4-5回日本政府報告書審査より/パラ22「子どもの意見の尊重」、下線は筆者)

国連から指摘されても改善が進まない日本において、主権者意識を育むことは、そう簡単なことではないことも、事実として認識しておく必要がある。

まとめ

見通しがたたない不確実な未来が目前にある中、グローバル化がよりいっそう進んでいく現代社会。自己を認識し、他者を尊重するとともに、異なることをあたり前のこととして受け入れていくことで、共有する価値観を感じ取って生きていくことがより一層求められている時代に、今、私たちは直面している。

そうした中、諸外国においては、社会の動きについて子ども時代から関心を持たせるために、学校や家庭、社会が取り組み、子どもも社会を構成する一員として社会参加することを奨励している。そして当然のことながら、おとな自身も、社会に参加している。

だからこそ、子どもも一人の人間として尊重し、自分の考えや意見を伝えることを重視し、かつ安心して自分の考えや意見を伝えることができる環境・場が重要となる。そしてまた、他人の意見や考えを尊重することも重視し、多様性を尊重していく環境も不可欠である。

OECD(経済協力開発機構)は2003年、自分自身の人生を成功させ社会全体に利益をもたらせる人が共通して持つ能力「キー・コンピテンシー」²⁷の概念を打ち出したが、キー・コンピテンシーの次の段階として「エージェンシー」(変革を生み出す行為遂行性)という概念を2018年に打ち出した。²⁸「エージェンシー」とは、〈複雑で不確かな世界を歩いていく力(変革を起こす力のあるコンピテンシー)〉のもと、〈新たな価値を創造する力〉〈対立やジレンマを克服する力〉〈責任ある行動をとる力〉といった3つのカテゴリーを位置づけている。ある意味、キー・コンピテンシーは、教育によって育成すべき力という意味合いが強かったが、エージェンシーは、自らが

社会の変革を促していく主体となることを前提にしているといえる。

小学校、中学校、高校の段階を踏まえつつ、年齢に応じた民主主義やシティズンシップを意識する取り組みを行うことが「生きる力」の具体化であり、平和で主体的な国家及び社会の形成者の育成につながる。

今回の学習指導要領改訂を期に、これらの視点をより一層意識し、学校教育において取り組むことが不可欠である。何よりも、生徒自身が社会を構成する一員と実感することが、社会参画につながるのである。

注

- 1 文部科学省「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(中教審第197号)
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1380731.htm
- 2 「アクティブ・ラーニング」は、中央教育審議会・第82回総会(2012/平成24年8月28日)の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて―生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」からもりこまれるようになった。
なお、その意味は、「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。」とされている(中央教育審議会(2012・平成24年8月28日)「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)」の「用語集」より)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1325047.htm
- 3 「カリキュラム・マネジメント」とは、「子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づきどのような教育課程を編成し、どのようにそれを実施・評価し改善していくこと」(中央教育審議会 初等中等教育分科会(第100回/2015・平成27年9月14日) 配付資料「資料1-1 教育課程企画特別部

- 会 論点整理」 4. 学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策 (1)「カリキュラム・マネジメント」の重要性)
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/1364305.htm
- 4 文部科学省「生徒の学習到達度調査 (PISA) 平成15年 (2003年) 調査の概要 (OECD (経済協力開発機構) 実施)」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/sonota/07032813/001/002.htm
 - 5 文部科学省「PISA (OECD生徒の学習到達度調査) 2003年調査」
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/04120101.htm
 - 6 文部科学省「PISA (OECD生徒の学習到達度調査) 2003年調査」
https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/04120101.htm
 - 7 国立教育政策研究所「平成25年度 全国学力・学習状況調査クロス集計」
https://www.nier.go.jp/13chousakekkahoukoku/data/research-report/crosstab_report.pdf
 - 8 久野弘幸、村川雅弘、鎌田 明美 (他)「総合的な学習で育まれる学力とカリキュラム (1) 小学校編」『せいかつか&そうごう』日本生活科・総合的学習教育学会誌 (22)、2015、pp12-21
 - 9 久野弘幸、村川雅弘、鎌田 明美 (他)「総合的な学習で育まれる学力とカリキュラム (2) 中学・高校編」『せいかつか&そうごう』日本生活科・総合的学習教育学会誌 (22)、2015、pp22-31
 - 10 【総合的な探究の時間編】高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説
https://www.mext.go.jp/content/1407196_21_1_1_2.pdf
 - 11 英オックスフォード大学でAI (人工知能) などの研究を行うマイケル・A・オズボーン准教授が2013年に発表した論文「雇用の未来」では、銀行の融資担当者、スポーツの審判、レストランの案内係、電話オペレーター、給与・福利厚生担当者などが、「これからの10～20年程度で、アメリカの総雇用者の約47%の仕事が自動化されるリスクが高い」という結論に至っている。
https://www.oxfordmartin.ox.ac.uk/downloads/academic/The_Future_of_Employment.pdf
 - 12 株式会社野村総合研究所「日本におけるコンピューター化と仕事の未来」2015年12月2日
https://www.nri.com//media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2015/151202_1.pdf#search='2015%E5%B9%B4+%E9%87%8E%E6%9D%91%E7%B7%8F%E7%A0%94+AI'
 - 13 文部科学省 政策ビジョンSociety5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～ (2018年6月)
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/06/1405844_002.pdf
 - 14 Society5.0とは、サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会 (Society) のこと。狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
 - 15 引用部部分は、前掲「文部科学省 政策ビジョン Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～ (2018年6月)」より
 - 16 経済産業省「未来の教室」とEdTech研究会第1次提言 (2018年6月)
<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180625003/20180625003-1.pdf>
 - 17 EdTech (エドテック) とは、Education×Technology (教育×テクノロジー) の造語。教育とテクノロジーを融合させ新しいイノベーションを起こすビジネス領域を指す。具体的にはインターネット上で完結して双方向 (インタラクティブ) にプログラミングの勉強ができたり、オンライン動画を見て勉強するなどがある。
 - 18 「怒りの“やめろ”コール沸き上がる ドイツの小学生、大人に抗議して街頭デモ敢行」クーリエジャポン、2018年9月28日
https://courier.jp/news/archives/138011/?ate_cookie=1581641487
 - 19 『「セクハラトイレ」ついに改善 京都の中学、女子から男子丸見え』京都新聞、2018年11月27日
<https://www.kyoto-np.co.jp/top/article/20181127000025>
 - 20 『「子ども議会」の要望で公園完成 声受け止めた町長、整備決断 川崎町 [福岡県]』西日本新聞、2018年11月24日
https://www.nishinippon.co.jp/nnp/f_chikuhou/article/467979/

- 21 第71回 松本市政史上初、「請願」で高校生の声を市議会に！～長野県立松本工業高校の取り組みから
https://seijiyama.jp/article/columns/w_maniken/wmk_71.html
- 22 こうした地域における子ども・若者の社会参加の事例については、拙稿「子ども・若者の力を活かしたまちづくり」(『自治体法務研究 2017年秋』一般財団法人地方自治研究機構、ぎょうせい、2017年8月)参照のこと
- 23 主権者教育のあり方については、拙稿「18歳選挙権と政治教育—選挙教育における現状と課題の考察—」(『日本選挙学会年報 選挙研究 32-2』日本選挙学会、木鐸社、2016年12月)、同「第24回参議院議員通常選挙から見る「18歳選挙権」行使の課題」(『子どもの権利研究 第28号』子どもの権利条約総合研究所編、日本評論社、2017年3月)等参照のこと
- 24 18歳選挙権となったことを踏まえ、文科省は総務省とともに、「私たちが拓く日本の未来—有権者として求められる力を身に付けるために」と題した政治参加等のための学習教材を作成している。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm
- 25 国連子どもの権利条約 外務省
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>
 日本ユニセフ協会
https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html
- 26 国連・子どもの権利委員会による日本政府に対する最終所見
 英語原文
https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRC%2fC%2fJPN%2fCO%2f4-5&Lang=en
 日本語訳
<https://www26.atwiki.jp/childrights/pages/319.html>
- 27 「キー・コンピテンシー」とは、「単なる知識や技能ではなく、人が特定の状況の中で技能や態度を含む心理社会的な資源を引き出し、動員して、より複雑な需要に応じる能力とされる概念」であり、(1)社会・文化的、技術的ツールを相互作用的に活用する能力、(2)多様な社会グループにおける人間関係形成能力、(3)自律的に行動する能力、の3つのカテゴリーに整理できる。
- 28 中央教育審議会 教育課程部会 教育課程企画特別部会(第14回/平成27年8月20日) 資料2 教育課程企画特別部会 論点整理(案) 補足資料(3)
- より
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryu/1361102.htm
- 28 OECD [The future of education and skills Education 2030] 2018,05
[http://www.oecd.org/education/2030/E2030%20Position%20Paper%20\(05.04.2018\).pdf](http://www.oecd.org/education/2030/E2030%20Position%20Paper%20(05.04.2018).pdf)
 ※日本語訳
 文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画「OECD Education 2030 プロジェクトについて」
https://www.oecd.org/education/2030-project/about/documents/OECD-Education-2030-Position-Paper_Japanese.pdf#search='%E6%96%87%E7%A7%91%E7%9C%81+%E6%96%B0%E3%81%97%E3%81%84%E6%95%99%E8%82%B2%E6%94%B9%E9%9D%A9%E3%81%AE%E6%96%B9%E5%90%91%E6%80%A72018+%E3%82%A8%E3%83%87%E3%83%A5%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%B32030%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B8%E3%82%A7%E3%82%AF%E3%83%88'

参考文献

- 1) 文部科学省『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総合的な学習の時間編』2017年7月、文部科学省
- 2) 文部科学省『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総合的な学習の時間編』2017年7月、文部科学省
- 3) 文部科学省『高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総合的な学習の時間編』2018年7月、文部科学省
- 4) 田村学編『カリキュラム・マネジメント入門』2017年3月、東洋館出版社
- 5) 村川雅弘他編『総合的な学習の時間の指導法』2018年10月、日本文教出版株式会社
- 6) おまかせHR研究会『これならできる主権者教育 実践アイデア&プラン』2016年5月、学事出版株式会社
- 7) 東京大学教育学部教育ガバナンス研究会編『グローバル化時代の教育改革 教育の質保証とガバナンス』2019年8月、東京大学出版会
- 8) 小川正人『日本社会の変動と教育政策 新学力・子どもの貧困・働き方改革』2019年8月、左右社